

(指定訪問介護・指定介護予防訪問介護事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人幹福社会が開設するヘルプ協会たちかわ指定訪問介護及び介護予防訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護及び介護予防訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあたる高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的にサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名称 ヘルプ協会 たちかわ

②所在地 東京都立川市錦町3-1-29 サンハイム立川1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1人

管理者は、事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 サービス提供責任者 5名以上

サービス提供責任者は事業所に対する利用申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。

3 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上（サービス提供責任者を含む）

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日 月曜から金曜日（土日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

②営業時間 午前8時45分から午後5時30分

③その他 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービス

であるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助、見守りの援助
 - 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。

（通常の事業実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、立川市、昭島市、国立市、国分寺市、東大和市、八王子市、日野市、武蔵村山市の地域とする。

（相談・苦情対応）

- 第8条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

（事故処理）

- 第9条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等における対応方法）

第10条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第11条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている虞がある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。
- 2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
 - 3 苦情解決体制を整備する。
 - 4 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年1回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
 - 5 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

6 虐待防止責任者は、障害者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその保護者等に啓発する。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人幹福社会と事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年(2000年)4月1日から施行する。

平成12年〔2000年〕8月1日 変更 事業所住所変更のため

平成21年(2009年)5月1日 変更 事業所住所変更、実施地域変更のため

平成23年(2011年)11月15日 変更 事業所名称の変更

平成26年(2014年)7月1日 変更 従業者体制等、実施地域変更

平成27年(2015年)8月1日 変更 第6条利用額について・従業者体制等の変更

平成29年(2017年)2月16日 変更 第6条3について削除

令和2年(2020年)10月30日 変更 従業員体制等の変更

令和4年(2022年) 7月 1日 変更 7条、10条及び12条、条数の変更
8条、9条及び11条の追加

令和4年(2022年) 8月26日 変更 11条 6の追加